

平成26年度 鶴岡市林業振興協議会次第

日時 平成27年2月24日(火) 午後14時00分～
会場 鶴岡市役所6階 大会議室

○委嘱状交付

1. 開 会

2. あいさつ 農林水産部長

3. 役員改選 会長・副会長選任

4. 協 議

① 山形県水資源保全条例に係る鶴岡市水資源保全地域(案)
について 議案1号 資料No.1

② 鶴岡市森林整備計画の変更(案)について 議案2号

5. 報 告

・ 平成27年度鶴岡市林業振興事業について 報告1号

6. 意見交換

7. その他

8. 閉 会

鶴岡市林業振興協議会委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

役職	氏名	区分	団体	地域	選出区分	2/24 出欠
	野堀嘉裕		山大農学部 教授		学識経験を有する者	○
	伊巻和貴		庄内森林管理署 署長			○
	藤井博喜		庄内総合支庁 森林整備課長			○
	菅原勝		出羽庄内森林組合 代表理事組合長		森林組合その他農林 業関係機関並びに関 係団体	○
	大井喜助		温海町森林組合 代表理事組合長			○
	本間文夫		鶴岡市生産森林組合 連絡協議会会長			○
	宮守松右エ門		林業士	鶴岡	林業従事者の代表者	○
	上林幹夫		林業士	藤島		○
	鈴木隆一		林業活性化研究会委員	温海		○
	伊藤文一		林業活性化研究会委員	朝日		○
	岩浪春吉		㈱岩浪木材センター 代表取締役	鶴岡	木材流通加工業者の 代表者	○
	栗本正志		㈱大和 会長	鶴岡		○
	佐藤友和		山形県建設業協会 鶴岡支部長			○
	斎藤留吉		山形県建築士会 鶴岡田川支部長			○
	加藤周一		庄内の森林から始まる家 づくりネットワーク鶴 岡・田川 事務局長		林業研究グループ	○

全15名

山形県水資源保全条例に係る水資源保全地域（案）について

○山形県水資源保全条例の制定について

- ① 山林に対する関心の低下などから、安易な森林売買が行われている。
- ② 水道水源や農業用水などの水資源の集水域において、リゾート開発業者や岩石採集業者及び外国資本に売買されている事例が発生。
- ③ 現行法では土地の売買契約後に届出の義務を有するものしかなく、事前に指導等を行うすべがない
- ④ 水資源保全条例が制定され、土地の売主や開発行為者が 2 ヶ月前までに知事に届出を提出することにより、水資源保全地域であることを前提とした指導が可能となる。

○鶴岡市における指定の目的

鶴岡市でも平成 26 年度に県内ディベロッパーが県外のリゾート開発業者と連携して、山林原野を買収・転売している事例が発生している。今回は水資源保全の対象となる森林ではなかったが、このような事案から水源地の山林を守るために、鶴岡市も山形県水資源保全条例に係る水資源保全地域案を県に対して提案するものである。

○鶴岡市における区域の設定方針

- A) 水源涵養保安林に指定されている林分を含む林班
- B) 庄内森林計画において水源涵養機能森林に指定されている林班
- C) 鶴岡市森林整備計画において水源涵養機能森林に指定されている林班
- D) 水道・飲料供給施設の水源の集水域が含まれる林班
- E) 農業用・養魚用ため池の集水域が含まれる林班
- F) その他の水資源利用のための集水域が含まれる林班
- G) 上記の林班に挟まれており、管理上連担性を持たせることが合理的であると判断される林班

※農業用水の取水点の集水域は、下流の取水点ほど範囲が広くなり、水稻作付が多い本市では山林のほとんどが水資源保全地域となる可能性が高い。

また、県では水資源保全地域を将来的には保安林にする意向もあることから、林業施業に対する影響を考え、必要最小限度の地区指定にとどめる。

○ 指定区域について

別添指定地区概要及び区域図のとおり

※水道事業者及び飲料水供給施設管理者からの申し入れにより、保安上の理由から区域図に水源地を明示しておりません。

○ 指定までのロードマップ

- ① H26.7.15 庄内地区市町村水資源保全担当課長会議
- ② H26.10.15 水資源保全地域の指定説明会（担当課）
- ③ H27.1.29 担当課における水源等の確認
- ④ 2月 6日 土地改良区への説明
- ⑤ 2月 12日 県担当課との調整
- ⑥ 2月 13日 水道事業者、土地改良区からの意見徴取
- ⑦ 2月 24日 林業振興協議会へ諮問
- ⑧ 2月 25日 県へ進達

（この後については県スケジュール参照）

水資源保全地域の指定に向けたスケジュール案・役割分担

H26.10

		項目	県と市町村の役割分担	要する期間
～12月中旬		↓ ・指定地域案の調整	【県⇔市町村】	
12月	下旬	・指定地域案の決定 ①H27.2.24.	資料提出依頼【県】 ⇔ 資料提出【市町村】	1週間
1月	上旬	・県環境審議会資料の調整	原案作成【県】 ⇔ 内容確認【市町村】	1週間
	中旬	・ <u>市町村長の意見聴取</u>	市町村長あて意見照会【県】 ⇔ 回答【市町村】	
	下旬	(県環境審議会資料準備)		
2月	上旬	・ <u>県環境審議会環境保全部会</u>	陪席【市町村担当者】	} 2週間
	中旬	・ <u>指定地域(案)の告示、図面縦覧(2週間)</u> ↑ ※縦覧期間中に異議の意見書があった場合、 <u>直接意見聴取</u> 地元説明会 主な内容…指定地域の趣旨、事前届出制度等 ↓	告示【県】、図面作成【県】、 図面縦覧【県、市町村】 ※直接意見聴取【県】	
	下旬		会場手配、地元への周知等【市町村】 進行、説明等【県】	} 4週間 ※異議の意見書があった場合、5～6週間
3月～		・ <u>指定(告示)、図面縦覧</u> ※図面縦覧は常時(課室内に備付) ・指定地域の土地所有者へ通知	告示【県】、図面縦覧【県、市町村】 県へ土地所有者情報の提供【市町村】 通知作成、発送【県】	

※ ____ (下線)は、県条例による手続

※ 上記は平成26年10月現在の案。作業状況等により一部変更の場合あり。

鶴岡市 水資源保全地域 指定区域概要 (旧市町村別 指定区分・林種別)

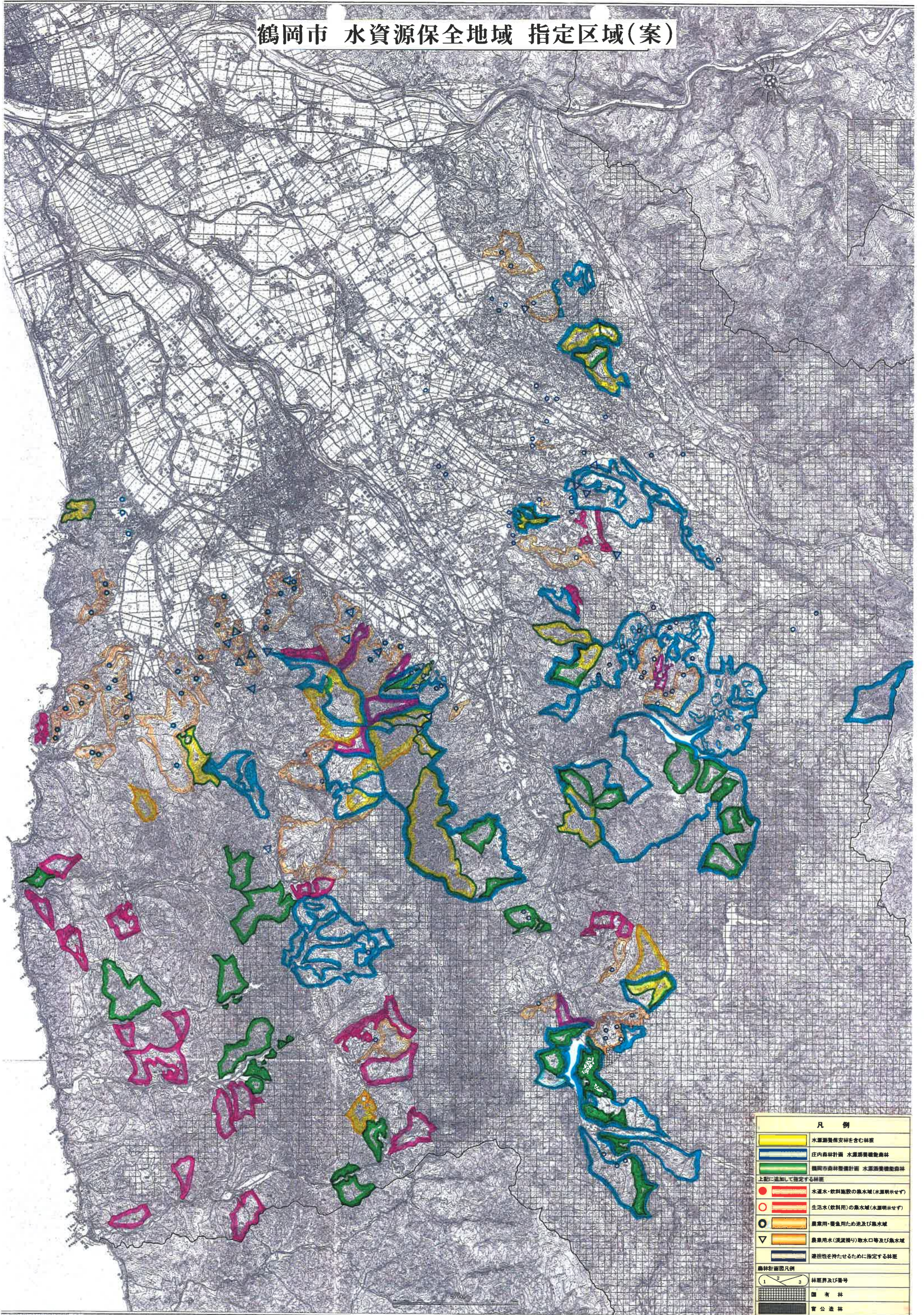
(単位:ha)

旧市町村名	民有林面積	指定地域							指定率	林種別内訳					
		保安林	水源涵養庄内計画	水源涵養鶴岡計画	水道等集水域	農業用水等集水域	連担性	総計		人工林	天然林	伐採跡地	未立木地	竹林	その他
旧鶴岡市	9,892.87	844.12	577.99		206.93	2,557.26	261.85	4,448.15	45.0%	2,488.00	1,773.76	51.62	109.67	24.12	0.98
旧藤島町	698.69		86.42			320.41		406.83	58.2%	239.40	157.58	0.67	6.66	0.15	2.37
旧羽黒町	2,511.11	485.06	526.45			47.98		1,059.49	42.2%	705.81	324.40	4.13	25.15	0.00	
旧櫛引町	2,134.27	416.90	322.70		111.78	171.29	160.05	1,182.72	55.4%	527.87	613.91	0.29	38.00	0.16	2.49
旧朝日村	14,480.10	1,574.79	6,565.76	110.86	118.91	683.86	126.68	9,180.86	63.4%	2,053.85	6,329.03	18.33	777.46	0.64	1.55
旧温海町	16,246.36	131.37	793.62	1,519.62	1,926.08	698.97		5,069.66	31.2%	2,170.78	2,665.39	20.34	191.68	3.05	18.42
総計	45,963.40	3,452.24	8,872.94	1,630.48	2,363.70	4,479.77	548.58	21,347.71	46.4%	8,185.71	11,864.07	95.38	1,148.62	28.12	25.81

※子一々は森林簿による。

鶴岡市全域		林種別面積	
民有林全体占有率	45.3%	20,803.02	21,511.09
指定区域占有率	17.8%	199.75	3,321.29
		46.8%	7.2%
		25.8%	2.5%
		0.4%	0.1%
		0.2%	0.1%
		65.82	62.43

鶴岡市 水資源保全地域 指定区域(案)



鶴岡市森林整備計画の変更（森林法第10条の6第2項に基づく変更）

・変更の内容

1. 山形県水資源保全条例の制定に伴う変更

- ・公益的機能別施業森林の水源涵養機能森林について区域の基準を変更

水源涵養機能森林 区域の基準

「水源涵養機能等の維持増進を図るため、水源涵養保安林、干害防備保安林、山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等の水源涵養機能に関する法令により指定されている区域や上水道水源やダム等の集水域、森林の持つ水源涵養機能の高い森林等を設定する。」

※下線部を追記

2. 森林の総合利用関係施設の整備計画の「魚の森」の箇所名の変更

別表8 森林保健機能の増進に関する核施設整備計画

表一2 森林の総合利用関係施設の整備計画

魚の森 箇所名 湯温海 → 鼠ヶ関

鶴岡市森林整備（変更）計画（案）

計画期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日



平成27年 月 日 策 定

山 形 県
鶴 岡 市

表Ⅱ-13 公益的機能別施業森林の区域及び施業の方法

区分	区域の基準	施業の方法
水源涵養機能森林	<p>水源涵養機能等の維持増進を図るため、水源涵養保安林、干害防備保安林、<u>山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等</u>の水源涵養機能に関する法令により指定されている区域や上水道水源やダム等の集水域、森林の持つ水源涵養機能の高い森林等を設定する。</p>	<p>下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、伐採による機能低下を防止するため、主伐は標準伐期+10年以上(林齢60年生以上)を標準とし、皆伐面積を1箇所当たり20ha以下とする。</p>
山地災害防止／ 土壌保全機能森林	<p>山地災害防止機能及び土壌保全機能等の維持増進を図るため、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定等の山地災害防止機能や土壌保全機能の維持に関する法令により指定されている森林区域や集落等の保全対象のある森林、山地災害機能が高い森林等を設定する。</p>	<p>土砂流出防備保安林について、伐採による機能低下防止のため、主伐は標準伐期×2年以上(林齢100年生以上)の長伐期施業を標準とし、皆伐面積を1箇所当たり10ha以下とする。 ※ただし、森林経営計画等適正な管理に基づく伐採の場合は林齢80年生以上とする。</p>
快適環境形成機能森林	<p>快適環境形成のための施業を推進すべき森林については、飛砂、潮害、風害、雪害、霧害防備保安林等快適な生活環境を維持に係る法令により指定されている区域や生活環境保全機能が高い森林等から設定する。</p>	<p>公益的な機能を特に発揮しなければならない森林については、択伐等の複層林施業を推進する。 ただし、伐区の形状及び配置等により、伐採後の林分において公益的な機能が確保できる森林は、標準伐期×2年以上(林齢100年生以上)の長伐期施業とする。</p>
保健文化機能森林 (保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能)	<p>市民の保健・教育的利用に適した森林として関係する法令により指定されている区域や自然公園、登山道の周辺、史跡等の周辺、希少動植物の生息地、保健文化機能が高い森林等から設定する。</p>	<p>※ただし、森林経営計画等適正な管理に基づく伐採の場合は林齢80年生以上とする。</p>

別表 8 森林保健機能の増進に関する各施設整備計画

表一 1. 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模 (km)	対図 番号	備 考
散策道	熊野長峰周辺	3.0	1	

表一 2. 森林の総合利用関係施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
ケヤキの森	藤 沢	5.0ha	藤 沢	5.0ha	2
魚の森	油 戸	1.5ha	油 戸	1.5ha	3
	堅苔沢	0.2ha	堅苔沢	0.2ha	4
	鼠ヶ関	0.4ha	鼠ヶ関	0.4ha	5
熊野長峰	大広中山	約 5ha 散策道、東屋	大広中山	約 5ha 散策道、東屋	6
絆の森	温海川		温海川		7

山形県水資源保全条例の概要

1 目的

水資源の保全に関し①施策の基本事項②水資源保全地域における土地の取引及び利用に関する手続きや措置について定め、水資源の保全に寄与することを目的とする。

2 基本理念

水資源は、「県民等の生活・経済活動に欠くことのできないもの」であり「本県の豊かな森林等の自然環境に支えられているもの」であることに鑑み、将来の世代に継承できるよう、森林等の水源涵養機能の維持のための取組みなど、水資源の保全を適切に行わなければならない。

3 県及び関係者の責務

【県の責務】

水資源の保全を図るための施策を総合的に推進する責務を有する。

【県民、事業者、土地所有者等の責務】

水資源の保全の重要性について理解を深め、県、市町村が実施する施策に協力する責務を有するほか、

- ・事業者…事業活動を行うにあたりその保全にも自ら努める。
- ・森林等の土地所有者等…その土地の利用にあたり森林等の水源涵養機能の維持にも配慮する。

4 市町村との連携

県は、市町村が行う水資源の保全に関する施策に協力するとともに、市町村に対して必要な協力を求める。

5 水資源保全総合計画の策定

知事は、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るための「水資源保全総合計画」を策定する。

【内容】

- ・水資源の適正な利用、保全のための施策に関する事項
- ・森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策に関する事項
- ・水資源の保全のための適正な土地利用を図るための施策に関する事項
- ・上記3点について県民等の理解の促進を図るための施策に関する事項

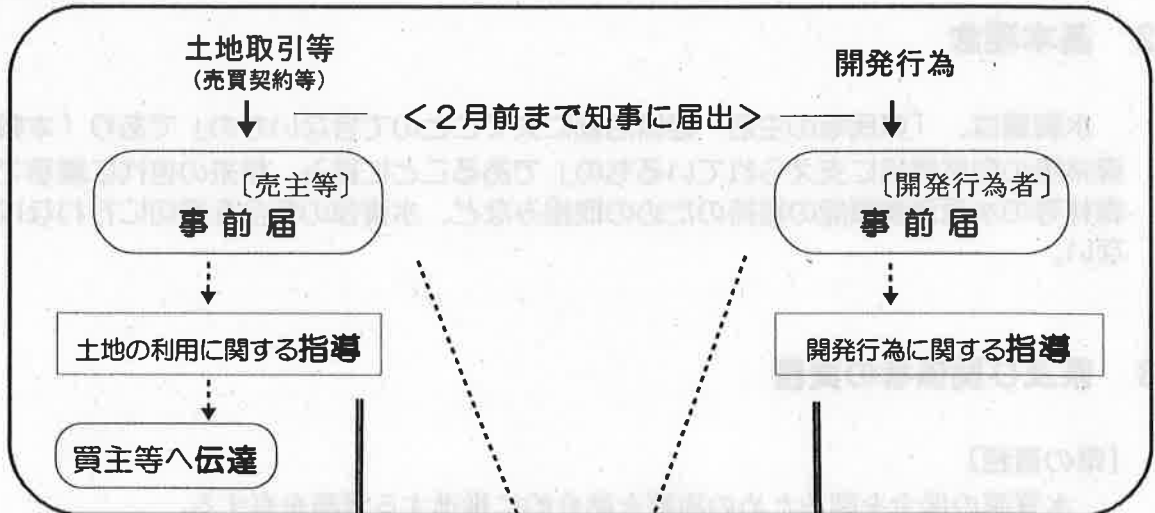
6 水資源保全地域の指定

知事は『水資源保全地域』を指定する。

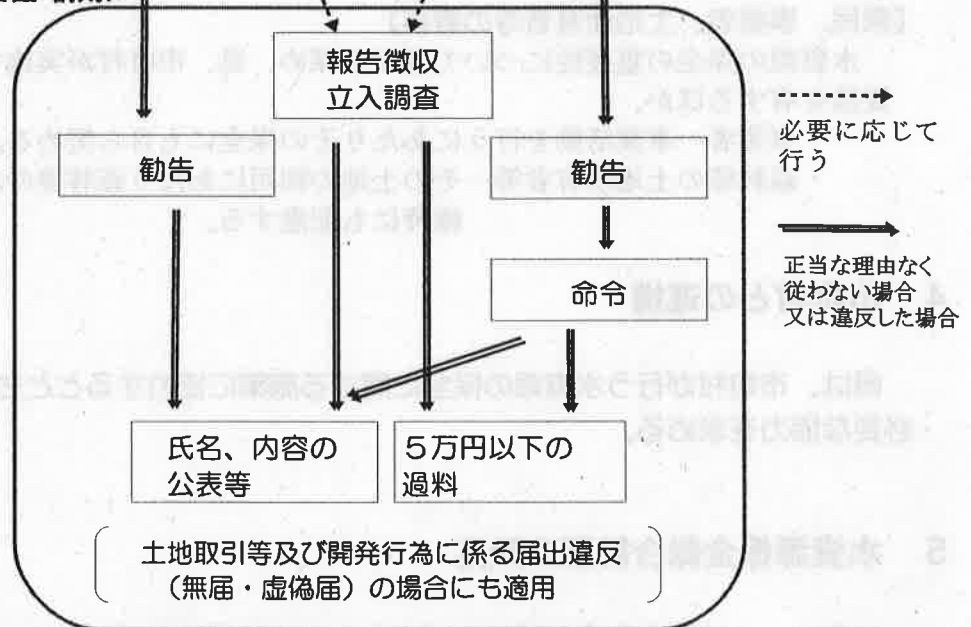
公共の用に供される水の取水地点とその周辺区域のうち適正な土地利用を図る必要がある区域を指定する。指定にあたっては、あらかじめ市町村長及び県環境審議会の意見を聴く。

7 水資源保全地域における土地取引及び土地利用の事前届出制度

<事前届出制度>



<実効性を確保するための措置・罰則>



8 市町村の条例との関係

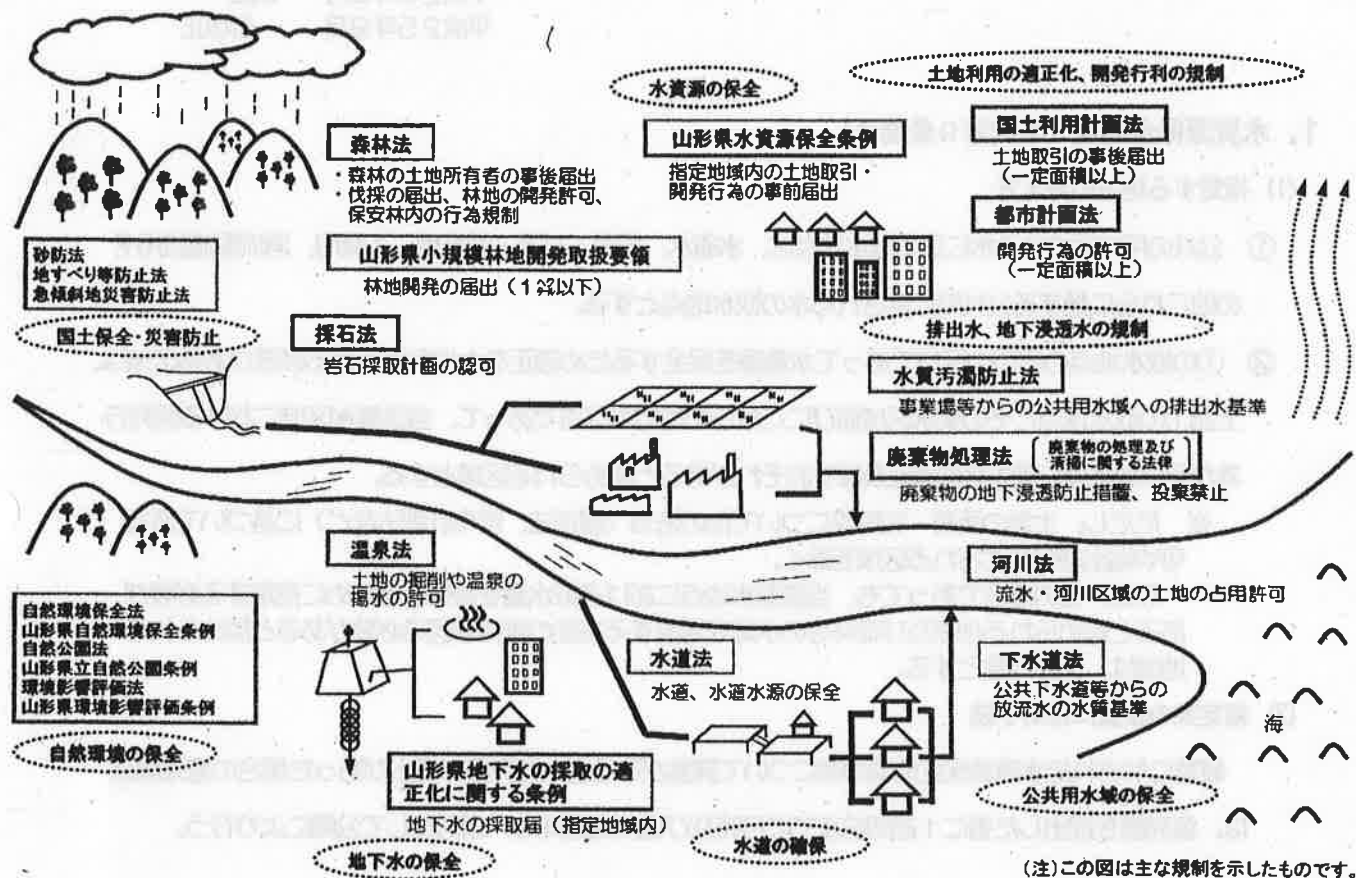
市町村条例において、本条例と同等以上の規制制度及び実効性を確保する措置等を導入する場合は、7については適用しない。（市町村の条例に基づく制度を優先する。）

9 施行日

平成25年4月1日

ただし、7及び8については、平成25年10月1日

*** 法律・条例による水資源や森林の保全、土地の利用に関する規制の概要 ***



(注)この図は主な規制を示したものです。

土地取引、林地開発等に関する主な制度 (抜すい)

	法律	必要な手続き (概要)	届出先
森林の土地を取得した場合	森林法	売買、相続などにより森林の土地を取得した日から90日以内に、面積の大小に関わらず、市町村長に届出を提出する必要があります。	土地の所在する市役所・町村役場 (森林法担当課)
大規模な土地取引を行った場合	国土利用計画法	一定面積以上の規模の土地取引を行ったときは、2週間以内に市町村を経由して知事に届出を提出する必要があります。 <届出が必要な土地取引の面積> ・市街化区域…2,000㎡以上 ・市街化区域以外の都市計画区域…5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域…10,000㎡以上	土地の所在する市役所・町村役場 (国土利用計画法担当課) ※市町村を経由して県に提出
林地開発を行う場合	森林法	1 haを超える林地の開発を行う場合は知事の許可が必要です。	県 (総合支庁森林整備課)
森林の伐採を行う場合	森林法	民有林の立木を伐採する場合は、90日から30日前までに市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出する必要があります。	土地の所在する市役所・町村役場 (森林法担当課)

※詳しくは、各届出先へお問い合わせください

山形県水資源保全条例施行規則（要旨）

平成25年3月 制定
平成25年9月 一部改正

1. 水資源保全地域（条例第9条関係）

(1) 指定する地域の考え方

- ① 公共の用に供される水に係る取水地点は、水道水、農業・林業・漁業用、工業用、消流雪施設用その他これらに類する公共用に供される水の取水地点とする。
- ② ①の取水地点の周辺の区域であって水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要がある区域は、上記①の取水地点とその集水区域並びにこれらの周辺の区域であって、当該集水区域における開発行為がその取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。

※ ただし、土地の所有・利用等について他の法令（農地法、都市計画法など）に基づいて許認可や届出が必要とされる区域を除く。

なお、この場合であっても、当該取水地点における取水量を確保するために指定する必要があると認められる地域及び森林等の水源を涵養する機能の維持を図る必要があると認められる地域は、その対象とする。

(2) 指定案の縦覧に係る手続

縦覧に供された水資源保全地域の案について異議がある旨の意見書の提出があった場合の意見聴取は、意見書を提出した者に1週間前までに日時及び場所を通知し、原則として公開により行う。

2. 土地取引等の事前届出（条例第10条関係）

(1) 事前届出の対象となる「土地取引等」

土地の使用、収益を目的とする権利は、賃借権、地上権、地役権、質権、使用貸借による権利とする。

※所有権については条例第10条に規定あり。

（以下所有権を含むこれらの権利を「所有権等」という）

(2) 事前届出の様式、添付書類

土地取引等の事前届出は様式第1号によることとし、添付書類は次のとおりとする。

- ① 土地の位置を明らかにした図面
- ② 登記事項証明書の写し又は土地の所有権等を有することを証する書面の写し

(3) 事前届出が不要な場合

- ① 土地の所有権等の移転又は設定を受ける側（いわゆる買主等）が森林整備法人（分収林特別措置法）である場合
- ② 農地法の規定により農業委員会の許可を要する農地の売買等
- ③ 電柱、標識、柵等の軽易な工作物の設置等を行うための土地取引等

3. 開発行為の事前届出（条例第11条関係）

(1) 事前届出の対象となる「開発行為」

- ① 土石の採取その他の土地の形質の変更とは、土石の採取、鉱物の掘採、土地の開墾、盛土、切土又は土砂の堆積とする。
- ② 地下水を採取するための設備の設置その他の行為とは、地下水・地表水を取水するための設備の設置、建物その他の工作物の新築・改築・増築、立木の伐採とする。

(2) 事前届出の様式、添付書類

開発行為の事前届出は様式第3号によることとし、添付書類は次のとおりとする。

- ① 開発行為の位置を示す図面
- ② 開発行為の土地の区域の状況を明らかにした図面及び写真
- ③ 開発行為の施行方法を示す平面図・立面図・断面図・構造図等

(3) 事前届出が不要な場合

- ① 森林法の規定により民有林における開発行為の許可又は伐採届出、保安林における伐採等の許可・届出を要する行為
- ② 温泉法の規定により土地の掘削許可、増掘・動力装置設置許可を要する行為
- ③ 山形県地下水の採取の適正化に関する条例の規定により地下水採取の届出を要する行為
- ④ 電柱・標識・柵等の設置等、建物その他の工作物の補修等通常管理行為

指定対象の考え方

<水資源保全地域の考え方>

公共の用に供される水の取水地点とその周辺の区域であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要がある区域を指定する。【条例第9条より】

<対象とする「周辺の区域」>

山形県水資源保全条例に基づき指定する水資源保全地域は、次の区域を対象として検討することとし、市町村と調整を進める。

○ **水を公共に利用するダム、ため池等の上流域**

<理由> 給水・かんがい等を設置目的とし、又は治水を目的とする場合でも貯水した水が公共に利用されるなど、水資源を確保する重要な役割を有しているため

<区域の考え方> ダム、ため池等の上流域

【※条例・規則との関連
『公共の用に供される水の取水地点』】

○ **公共の用に供される水を取水する河川（水路、堰等を含む）や地下水源の上流域**

<理由> 公共の用に供される水の確保や水源涵養機能の維持を図る必要があるため

<区域の考え方> 公共の用に供される水（水道用、農林漁業用、工業用、融雪用等）の取水地点の上流域であって、取水状況や水の利用状況を踏まえ指定すべきと認められるもの

※ 自家用
(個人・会社用)
は含めない。

※ 国が管理する一級河川（最上川、赤川）の本川からの取水は、原則として対象としない

【※条例・規則との関連
『集水区域等における開発行為が取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域』】

○ **保安林（水源涵養）及びその周辺の民有林**

<理由> 森林法により水源涵養機能の確保を目的に指定され、伐採や開発行為が制限される重要な森林として位置付けられているため。

<区域の考え方> 公共の用に供される水の取水地点とその上流域を基本とし、水源涵養保安林及びその周辺の民有林（同一の流域内にある民有林で水源涵養保安林と一体的に保全すべきもの）

【※条例・規則との関連
『集水区域等における開発行為が取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域』】

(参考資料)

(平成25年度 山形県環境審議会資料より)

水資源保全地域の考え方

○山形県水資源保全条例 第9条

知事は、公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域(国有地を除く。)^{※1}
であって、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要があるものとして規則で
定めるものを水資源保全地域として指定する。^{※2}

○山形県水資源保全条例施行規則

(1) 公共の用に供される水に係る取水地点^{※1}

水道水、農業・林業・漁業用、工業用、融雪用(*消流雪用)その他これらに類する公共用に供される水の取水地点とする。

(2) その周辺の区域であって水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要がある区域^{※2}

上記取水地点の周辺の区域並びにその取水地点の集水区域及びその周辺の区域であって、当該集水区域及びその周辺の区域における開発行為がその取水量に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる区域とする。

※ ただし、土地の所有・利用等について他の法令(農地法、都市計画法など)に基づいて許認可・届出等が必要な区域を除く。

なお、この場合であっても、当該取水地点における取水量を確保するために指定する必要があると認められる区域、森林等の水源を涵養する機能の維持を図る必要があると認められる区域は、その対象とする。

水資源保全地域の区域設定に当たっての視点

水の利用についての公共性及び水資源の保全のために適正な土地利用を図る必要がある区域について、以下により確認する。

(1)取水関係

- ・取水状況 …位置、水源の種類
- ・水の利用状況 { 水道用水 …給水人口、給水量等
農産・林業・漁業用、工業用等…受益地域、取水量等

(2)上流部・周辺の状況

- ・土地の利用状況(森林、畑等の状況)

「水資源保全地域（案）」地元説明会 開催のご案内

水資源は、私たちの生活や経済活動に欠くことのできないものであり、山形県の豊かな自然環境に支えられています。

水資源を守り、将来の世代に継承していくため、県は山形県水資源保全条例を平成25年3月に制定しました。また、水資源の保全を図るべき重要な地域における土地の売買や利用に関する事前届出制度が同年10月1日から始まりました。

県では、現在、この事前届出制度の対象となる「水資源保全地域」に指定を予定する地域について、関係図面を公表しております。

つきましては、指定を予定する地域について、下記のとおり説明会を開催いたしますのでご案内いたします。

いつ : 平成26年2月26日(水) 午後7時～

どこで : 庄内町 立谷沢公民館

参加対象 : どなたでもご参加いただけます。

- ・ 地域住民の方
- ・ 事業所等（代表者、勤務する方）
- ・ 森林組合、土地改良区 等

主な説明内容 : ・ 指定を予定する地域

「庄内町立谷沢川地区水資源保全地域」

※位置は、裏面をご覧ください。

- ・ 指定地域の考え方、指定スケジュール、指定地域における事前届出制度

参加方法 : 参加申込は不要です。会場に直接お集まりください。

主催・問合せ先 : 山形県環境エネルギー一部環境企画課 環境政策担当
電話023(630)3161

水資源保全地域の指定のお知らせ

「山形県水資源保全条例」に基づき、あなたが所有されている森林等の土地を含む区域を、水資源の保全の観点から特に重要な地域として「水資源保全地域」に指定いたしましたのでお知らせいたします（指定した地域は別紙の地図をご覧ください）。

水資源保全地域内の土地の取引や開発行為を行おうとする場合は、条例により2ヶ月前までに県への届出が必要になります（事前届出制度）。水資源の保全について、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

条例の趣旨や水資源保全地域の指定、事前届出制度につきましては以下をご覧ください。

※このお知らせは、土地の所有名義が法人、団体、共有等の場合にはその代表者の方に送付しております。

＜水資源保全地域に指定した土地＞

土地所有者	所在地
〇〇〇〇〇	〇〇市大字〇〇字〇〇××-× 大字〇〇字〇〇××-□

1. 山形県水資源保全条例について

水資源は、私たちの日常生活や農業、工業などの経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、森林等の豊かな自然環境に支えられています。

山形県水資源保全条例は、水資源の保全に関し基本となる事項、水資源保全地域における土地取引及び土地利用の事前届出制度などについて定め、水資源の保全を図ることを目的として制定しました。

水資源を良好な状態で将来の世代に継承できるよう、水の適正な利用や森林等が有する水源を涵養する機能を維持するための取組みを総合的に推進します。

2. 水資源保全地域の指定について

水資源保全地域とは

公共の用に供される水*の取水地点及びその周辺の区域*で水資源を保全するために適正な土地利用を図る必要がある地域として、条例に基づいて知事が指定する地域です。

*『公共の用に供される水』とは

…水道水、農業・林業・漁業用、工業用、融雪用などに利用される水

*『取水地点及びその周辺の区域』とは

…取水地点及びその取水地点に係る集水区域（いわゆる上流域）等であって、開発行為が取水量に重大な影響を及ぼすおそれがある区域

※ただし、土地の所有や利用について農地法、都市計画法などの許認可等が必要となる区域は、原則として除きます。

※水資源保全地域に指定された区域を示す図面は、各総合支庁環境課（裏面のとおり）及び地元の市役所・町村役場でどなたでもご覧いただけます。

3. 事前届出制度について

土地取引等

届出の対象

次の事項を目的とする契約を締結しようとする場合

- ・土地の売買
- ・土地の賃借権、地役権などの権利の移転又は設定

※相続の場合は対象外です

※契約の相手方(土地の売買の場合は買主)が決まる前でも届出が可能です。

届出者

土地の所有権などを現に有している方
(例 土地の売買の場合は売主)

届出時期

契約を締結しようとする日の2ヶ月前まで

届出先

契約の対象となる土地を所管する県総合支庁(下記のとおり)

届出事項

契約当事者の住所・氏名、土地の所在・面積、利用目的など

開発行為

届出の対象

土石の採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置などの開発行為

届出者

上記の開発行為

届出時期

開発行為を着手する日の2ヶ月前まで

届出先

開発行為を行う土地を所管する県総合支庁(下記のとおり)

届出事項

開発行為の予定地、面積、内容など

事前届出を提出した後の流れ

県は、届出内容について関係市町村及び必要に応じて県環境審議会の意見を聴いたうえで、土地の利用や開発行為に関して必要な指導を行うことがあります。

* 届出の様式は山形県ホームページ内サイト「山形県水資源保全条例について」からダウンロードできます。詳しくは、下記の総合支庁環境課にお問合せください。

Q&A (よくあるご質問と回答)

Q: 相続により所有権が移転する場合も事前届出は必要か?

A: 相続による場合は対象外です(事前届出は必要ありません)。

Q: 水資源保全地域に指定されると、土地の売買や開発行為ができなくなるのか?

A: 土地の売買や開発行為を禁止するものではありません。事前届出制度は土地の取引や利用について事前に県が把握し、水資源に重大な影響を及ぼすこととならないよう、必要に応じて助言や指導を行うものです。

○事前届出に関するお問合せ先・届出先

山形県 村山総合支庁 環境課	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68	Tel: 023(621)8419
最上総合支庁 環境課	〒996-0002	新庄市金沢字大道上2034	Tel: 0233(29)1285
置賜総合支庁 環境課	〒992-0012	米沢市金池7-1-50	Tel: 0238(26)6102
庄内総合支庁 環境課	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	Tel: 0235(66)5706

○お問合せ先

山形県環境エネルギー部環境企画課	〒990-8570	山形市松波2-8-1	Tel: 023(630)3043
------------------	-----------	------------	-------------------

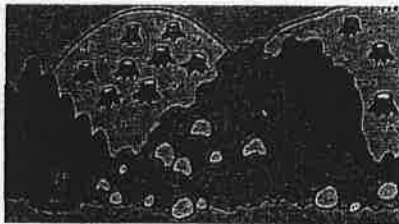
水資源保全地域における保安林の指定について

山形県は、県土の72%が森林におおわれ、ブナ林の面積が日本一であるなど、豊かな自然に支えられた水資源が豊富に存在しています。その一方で、外国資本等による森林の買収や林地の開発行為などによる水資源への影響が懸念されています。

このため県では、豊かな自然と水資源を守り、将来の世代に継承していくため、「山形県水資源保全条例」を制定しました。また、この条例に基づき、県内各地で「水資源保全区域」が指定されています。

県では、これまで森林法に基づき、水源の涵養、土砂災害の防備等の公益的機能が^{かん}高い森林を「保安林」に指定し、伐採や開発行為を制限するなど、その機能が損なわれることのないように管理してきました。今後は「水資源保全区域」内の森林についても、水源^{かん}地保全の観点から、所有者との合意形成を図りながら水源涵養保安林への指定を進めていきたいと考えております。

○森林の働きが低下すると・・・



土砂災害のおそれ



洪水のおそれ



渇水のおそれ

○^{かん}水源涵養保安林とは・・・

河川、湖沼上流域の森林を対象に、農林水産大臣が指定する保安林です。降雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和し、きれいな水を育む働きが期待される森林です。



水源涵養保安林のイメージ

○保安林指定にあたっての利点は・・・

1 税金の優遇措置

税金が非課税になったり、減額されます。固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。

2 災害への対応

気象災害等が発生した場合は、その状況により必要に応じた復旧措置がとられます。

○保安林指定にあたっての制約は・・・

立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます。

1 立木の伐採

保安林で立木を伐採する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。
(ただし、間伐及び択伐については、届出を提出すれば可能です。)

2 土地の形質の変更など

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼす場合を除き、許可されることになっています。

3 植栽の義務

立木を伐採した後、自然放置によらず木を植えなければ森林状態に回復しないと判断される場合には、伐採した跡地への植栽が義務付けられます。

○保安林指定についての希望・お問い合わせ

保安林指定の希望をお寄せください。詳しくは、お近くの県総合支庁森林整備課までお問い合わせください。

なお、指定にはある程度のまとまりを持った面積が必要となりますので、必ずしもご希望に添えないこともあります。ご了承ください。

問い合わせ先

森林の所在場所	お問い合わせ先	電話番号
村山地方	村山総合支庁森林整備課	023-621-8453
最上地方	最上総合支庁森林整備課	0233-29-1353
置賜地方	置賜総合支庁森林整備課	0238-26-6064
庄内地方	庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5539

平成27年度当初予算 主な重点事業

★ 新規・レベルアップ事業

課題	事業名	事業費 (千円)	事業内容
森林文化都市宣言『自然と共に生きる』			
農林水産分野 . . . 恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます			
森に親しむ機会の創出	森林環境教育推進事業 (木の香り・森とのふれあい事業等)		子どもたちに森林の身近さや多様な自然環境を体験してもらうための森林環境学習事業を実施する。 ※みどり環境税を活用しながら、H28に開催される「豊かな海づくり大会」と連携した、イベント的な活動にも取り組む
市民による森づくり活動の推進	森林環境教育推進事業 (広葉樹の森再生事業)		熊野長峰の大谷ため池周辺を対象に、地域住民等のボランティアによる森づくりを行う。
	企業の森づくり推進事業		「JTの森」及び「やまがた絆の森」による市民の森づくり活動を推進する。
森林環境の保全	森林病虫害等防除事業		松くい虫等の森林病虫害による被害の拡大を防ぐため、被害木の伐採や薬剤散布等により適切な防除対策を図る。 ※松くい虫被害が平成6年や14年に迫る勢いで急増しており、公益性の高い海岸林の保全を図るためにも、被害木の伐採駆除を強化する必要がある。
林業経営基盤の充実	林道維持管理事業		林道管理規則に基づく補修原材料の支給や維持補修工事の実施を通じて、林業施業の促進や集約化に必要な生産基盤の維持を図る。
	林道開設関連事業 ★ (林業専用道大坂山天狗森線開設事業)		林道及び林業専用道の開設により、生産基盤整備の推進を図る。 ※森林管理署、林業公社、出羽庄内森林組合、鶴岡市が協定を締結した「天狗森・大坂地域森林共同施業団地」内に、林業専用道を開設するもの。 H27全体計画 H28～30施行
	作業道整備事業		林家や森林組合が実施する作業道の開設及び砂利敷事業に対し、支援を行う。 ・作業道開設補助 森林施業の効率化を促進するために、国・県補助+市上乗せ補助により補助率90%（補助事業における標準事業費）とする。 ・作業道式砂利補助 森林施業の中心が搬出間伐であることから、繰り返し使える作業道を図るため、国・県の補助対象とならない敷砂利について補助する。
地域産材の活用促進	地域住宅活性化事業 《建築課》 (地域住宅リフォーム支援事業補助金)		木造住宅等のリフォーム助成制度として、地場産木材を使用した場合の上乗せ助成を行う。
	羽黒庁舎改築事業 ★《契約管財課》		老朽化した羽黒庁舎の改築に向けた設計及び第1期解体工事を行う。 ※建築材料の一部に平成26年度市有林間伐事業により搬出した間伐材を使用
林業生産基盤の充実	森林整備支援事業		森林整備に取り組みやすい環境づくりを支援し、森林整備の推進を図る。
木質バイオマスの普及促進	木質バイオマス利用促進事業 ★		新たな再生可能エネルギーとしての木質バイオマス発電施設の建設に対し支援を行う。 ※H26年度で木質チップ製造施設が完成し、H27年度内の完成に向けて発電施設を整備

鶴岡市林業振興協議会設置要綱

平成17年10月1日

訓令第80号

改正 平成19年3月30日訓令第18号

(設置)

第1条 本市における林業振興計画の策定等に関する事項を協議するため、鶴岡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 森林整備計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 林業従事者の代表者
- (4) 木材流通加工業者の代表者
- (5) 林業研究グループ代表者
- (6) 林業改良指導員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。